

置賜地域消防通信指令センター運用開始

1 置賜地域消防通信指令センター共同運用について

令和6年4月1日から西置賜行政組合消防本部(以下「西置賜消防本部」という。)及び置賜広域行政事務組合消防本部(以下「置賜広域消防本部」という。)は、両消防本部における119番通報受信(消防通信指令業務)を1つに集約し共同での運用を開始しています。

通信指令業務の集約化により、これまで、両消防本部にそれぞれ設置されていた通信指令センターが、令和6年4月1日から置賜広域行政事務組合消防本部に設置されました。

2 消防通信指令センターの業務

消防通信指令センターの業務は、住民の方々から119番通報等により火災や救急などの各種災害の受付を行い、通報内容などから、災害の発生場所と災害種別を決定、出動する隊と出動隊数を判断し、消防隊や救急隊等へ出動指令を実施することが業務です。



3 消防通信指令センター共同運用を行う効果

近年各地において発生している災害が大規模化・多様化しており、甚大な被害を与えている災害も発生しています。

置賜3市5町の災害発生状況を受信段階から把握でき、災害情報が共有され、迅速な応援出動が可能となり、相互応援体制の強化が見込まれます。

4 消防通信指令センター共同運用の実施状況

全国において46地域193消防本部が消防通信指令センターの共同運用を実施しています。
(令和4年4月1日現在)

また、山形県内の12消防本部で消防通信指令センター共同運用を実施しているところはなく、西置賜消防本部と置賜広域消防本部の共同運用が県内初の取組みとなります。

3市5町119番通報 → 置賜地域消防通信指令センター受信 → 出動指令 →
管轄消防署から出動    → 災害現場

